

大分県報

令和元年
七月四日
（一七）

（木曜日）

目次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一
参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和元年七月三日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年七月四日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、五四六八

令和元年七月四日

大分県報号外（選管委告示）

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二二二、一五七八

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

- 大分市 一三三、〇三〇人
- 別府市 三二、七六五人
- 中津市 二二、一六七人
- 日田市 一八、四七〇人
- 佐伯市 二〇、六七二人
- 臼杵市 一一、一四七人
- 津久見市 五、一九六人
- 竹田市 六、四〇三人
- 豊後高田市 六、四四二人
- 杵築市 八、四一三人
- 宇佐市 一五、九二〇人
- 豊後大野市 一〇、四三〇人
- 由布市 九、七一五人
- 国東市・姫島村 八、八五七人
- 日出町 七、九三〇人
- 九重町・玖珠町 七、一九九人

大分県選挙管理委員会告示第三十四号

令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金

令和元年七月四日

額の制限額は、次のとおりである。

令和元年七月四日

大分県選挙管理委員会委員長

一

木

俊

廣

三六、四〇四、四〇〇円

大分県報号外（選管委告示）

二